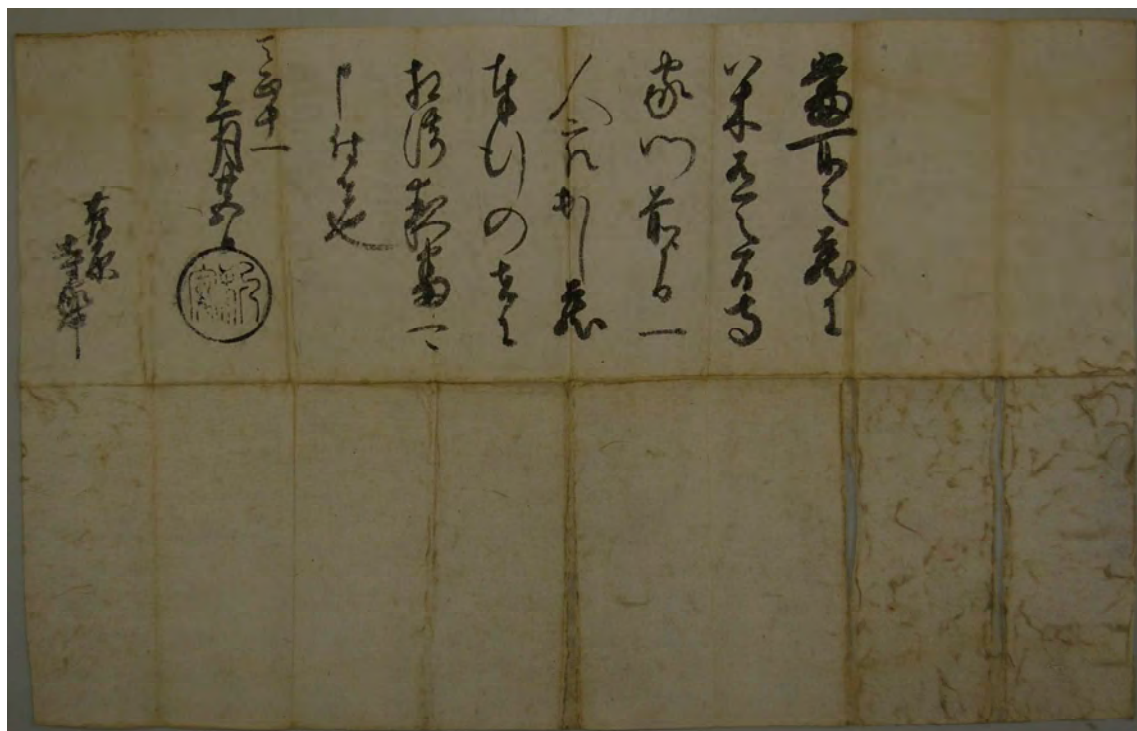


石川県立図書館第251回企画展示

宝達志水町 菅原神社文書と『加能史料』



前田利家黒印状

場所：石川県立図書館 閲覧室

会期：令和元年11月1日(金)～12月26日(木)

石川県立図書館

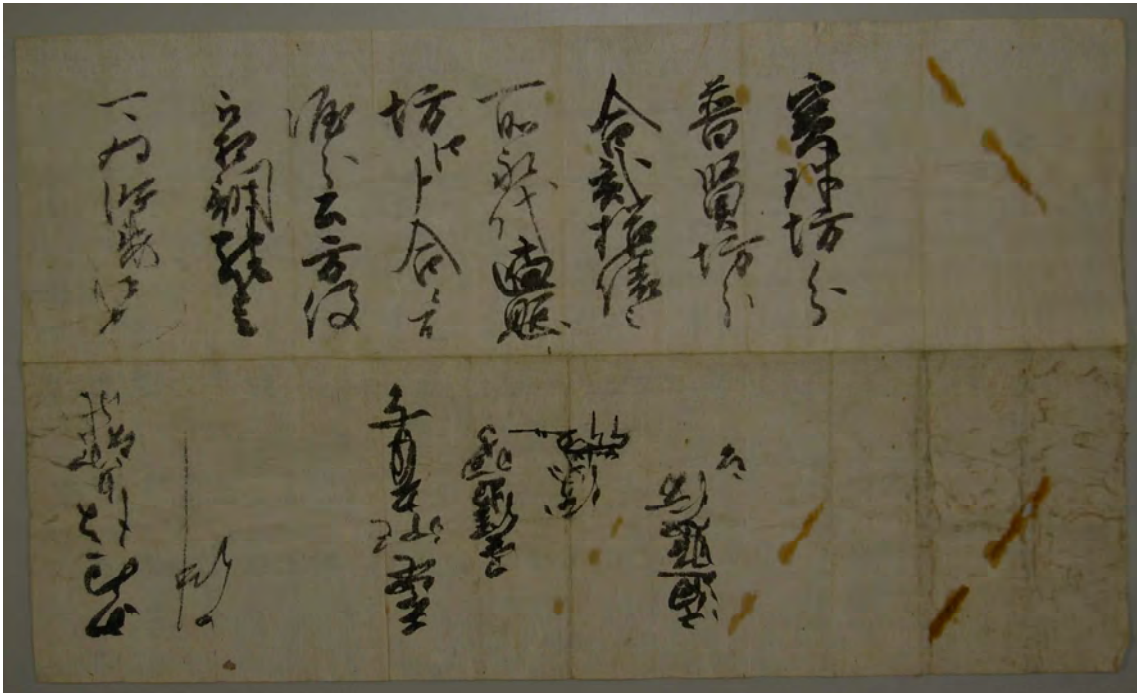
## 開催にあたって

石川県立図書館では、昭和55年度より、本県の基本史料集『加能史料』の編纂事業を推進しており、最新刊『加能史料 戦国XVII』まで30冊を刊行してまいりました。この間、県内はもとより全国から、広く加賀・能登に関する史料の蒐集に努め、網羅的に収録してまいりました。

羽咋郡宝達志水町の菅原神社は、京都より天神社が勧請されたことに始まり、平安時代の永久二年(1114)、能登守藤原基頼ふじわらのもとよりによって、京都北野天満宮に、常灯料所じょうとうりょうしよ(神灯の燃料費を負担する荘園)として寄進されて以後、北野社領菅原荘の鎮守として存続したとみられます。天正九年(1581)、前田利家が織田信長から能登一国を封じられ、入国したおりに、菅原村を一定期間根拠地としたとされます。同社所蔵の古文書も『加能史料』に収録されております。

このたび、県立図書館では同社所蔵の古文書等の無償貸与を受けることとなったため、それらのなかから主な古文書を公開することとし、併せて『加能史料』への収録のようすを展示するものです。

令和元年11月



すのまたとしうじきしんじよう  
 ① 墨俣俊氏寄進状

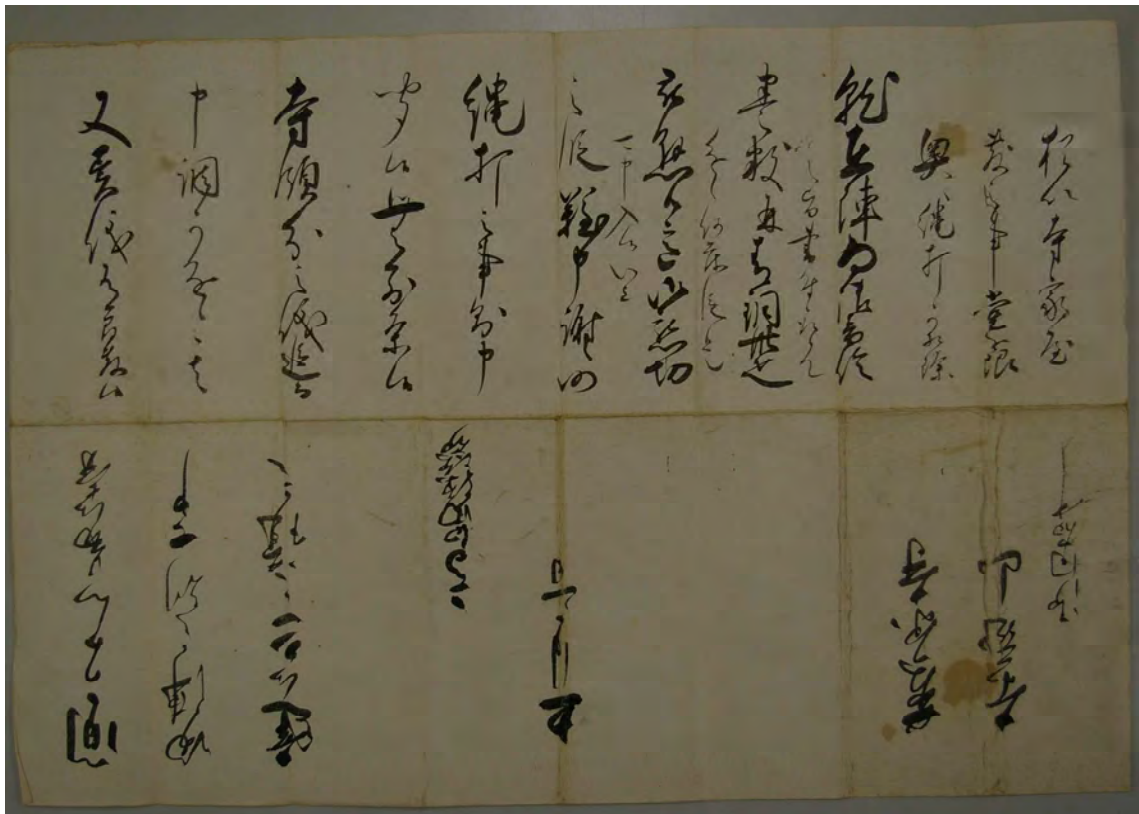
すのまたとしうじ へんじようぼう ほうじゆぼう ふげんぼう  
 墨俣俊氏が、遍照坊に、宝珠坊・普賢坊の所領20俵の地  
くぼうやく  
 を与え、公方役の負担を命じた証文。

〔釈文〕

ほうじゆぼうぶん ふげんぼうぶん あわせてにじつびようのところ えいたいへんじようぼうへもうしあわせそうろうあいだがい  
 宝珠坊分・普賢坊分、合式拾俵之所、永代遍照坊江申合候間、涯  
ぶんくぼうやくあいととのえられちそう かんようたるべきものなり よつてごじつのためしようじようくだんのごとし  
 分公方役被相調、馳走可為肝要者也、仍為後日証状如件、

天正七しち卯五月廿七日 墨俣出羽守 俊氏（花押）

遍照坊まいる



たかばたけさだよししよじょううつし  
 ②高島定吉書状写

越中国魚津在陣中の前田利家重臣高島定吉が、菅原寺・赤  
 蔵山の者に、祈禱の巻数と青銅(銭)の到来を謝し、縄打(檢  
 地)について了承し寺領分の調進を約束した書状形式の証  
 文。

〔釈文〕

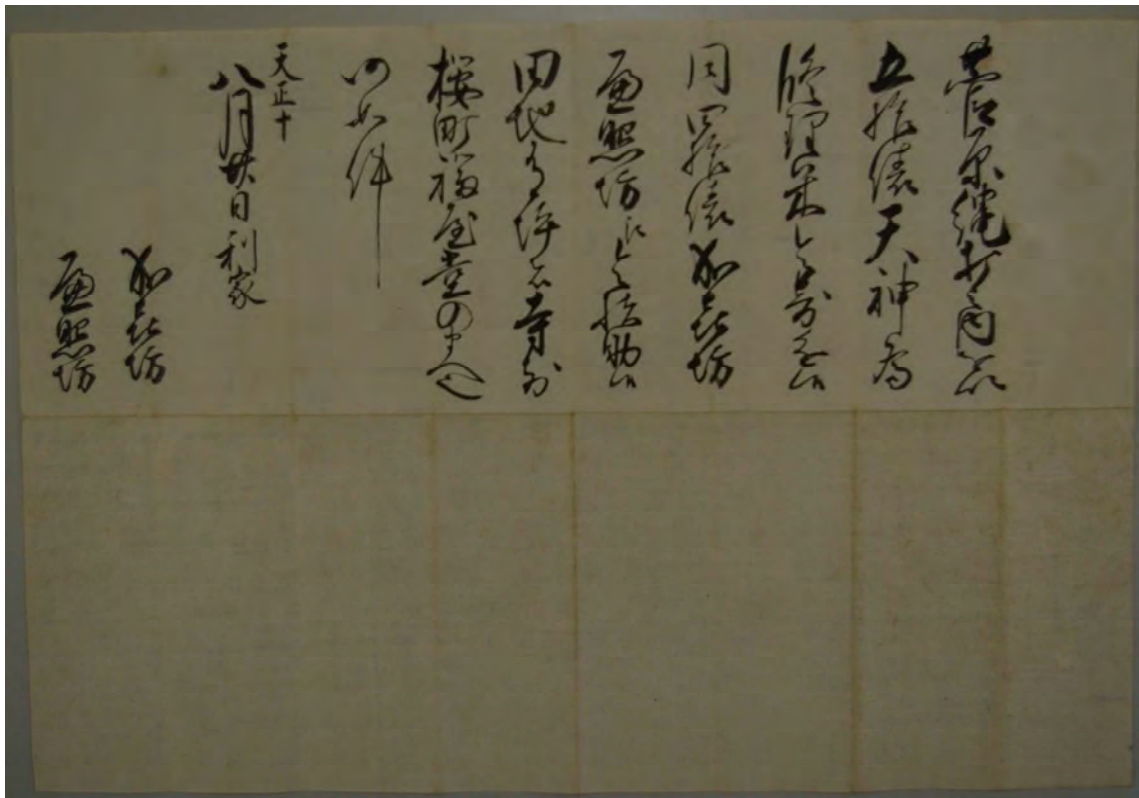
猶な以おもつてつて 寺家屋敷之事じけやしきのこと、堂どうを限かぎり、奥おくへ縄打可相除之旨なわうちあいよけべきのむね、書付取候かきつけとりそうらい  
 て進候まいわせそうらう、何いれれもこれよりもうしいるべくそうらういじよう  
 以上、  
 就在陣ざいじんにつき、為御音信ごいんしんとしてして かんずならびにせいどうさんじつびきよにかげられ 御懇切之段ごこんせつのだん、難申謝しんしやしがたく  
 候そうらう、仍なほ縄打之事なわうちのこと、則すなわち申聞候まをらう、無別条候むべつじょう、寺領分之儀じりょうぶんのぎ、追おつてもうしとどのえまいらせべく  
 候そうらう、其その又また異儀有間敷候間いぎあるなじくそうらうあいだおこころやすかるべくそうらう、可御心易候かたがたきじんのさぎみもうしたつすべくそうらう  
 候そうらう、恐々謹言きようきようきんげん、

(定吉カ)  
 高島孫次郎

五月三日

菅原寺

赤蔵山御同宿中



③前田利家寄進状写

前田利家が、成喜坊・遍照坊に菅原で検地をした内より50俵を天神修理米として寄進し、40俵を兩名に充行った証文。

〔釈文〕

菅原繩打之内を以、五拾俵、天神為修理米令寄進候、同四拾俵、  
成喜坊・遍照坊江令扶助候、田地有坪者、寺前・桜町・福屋・堂  
のまへ也、仍如件、

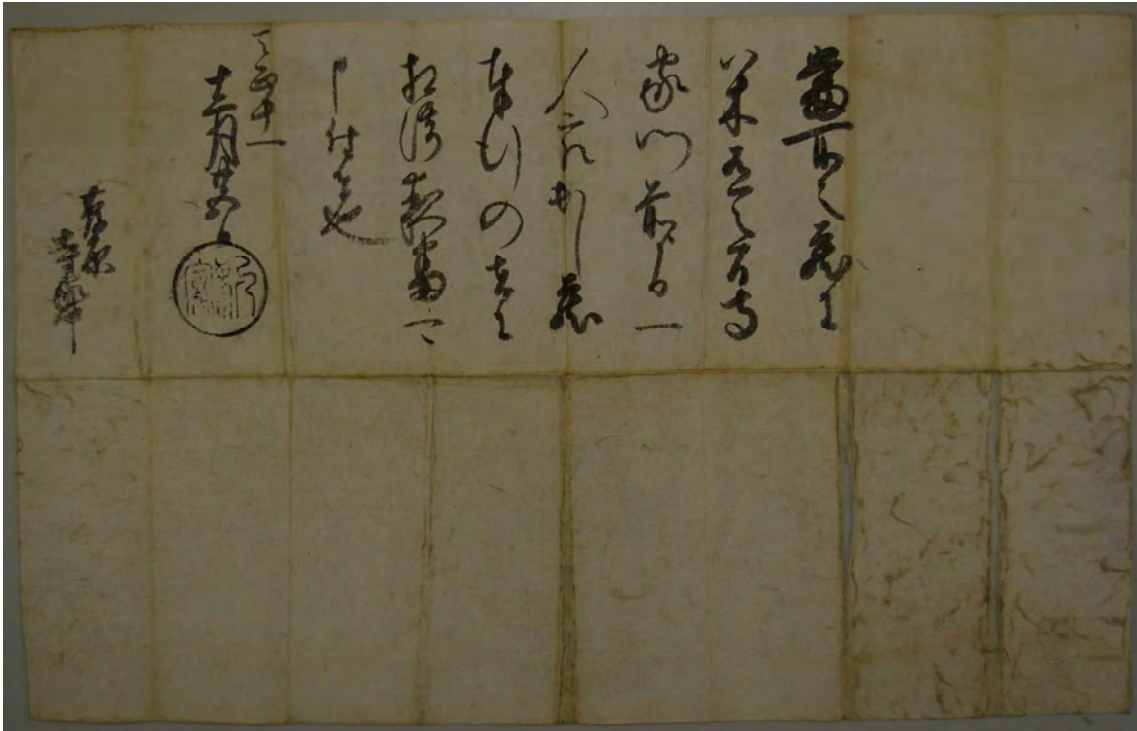
天正十

八月廿日利家

成喜坊

遍照坊





④ 前田利家黒印状

前田利家が、管原寺に、蔵米管理のため、寺家門前から一人ずつ徴発し、蔵奉行の配下として夜番を命じた証文。

〔釈文〕

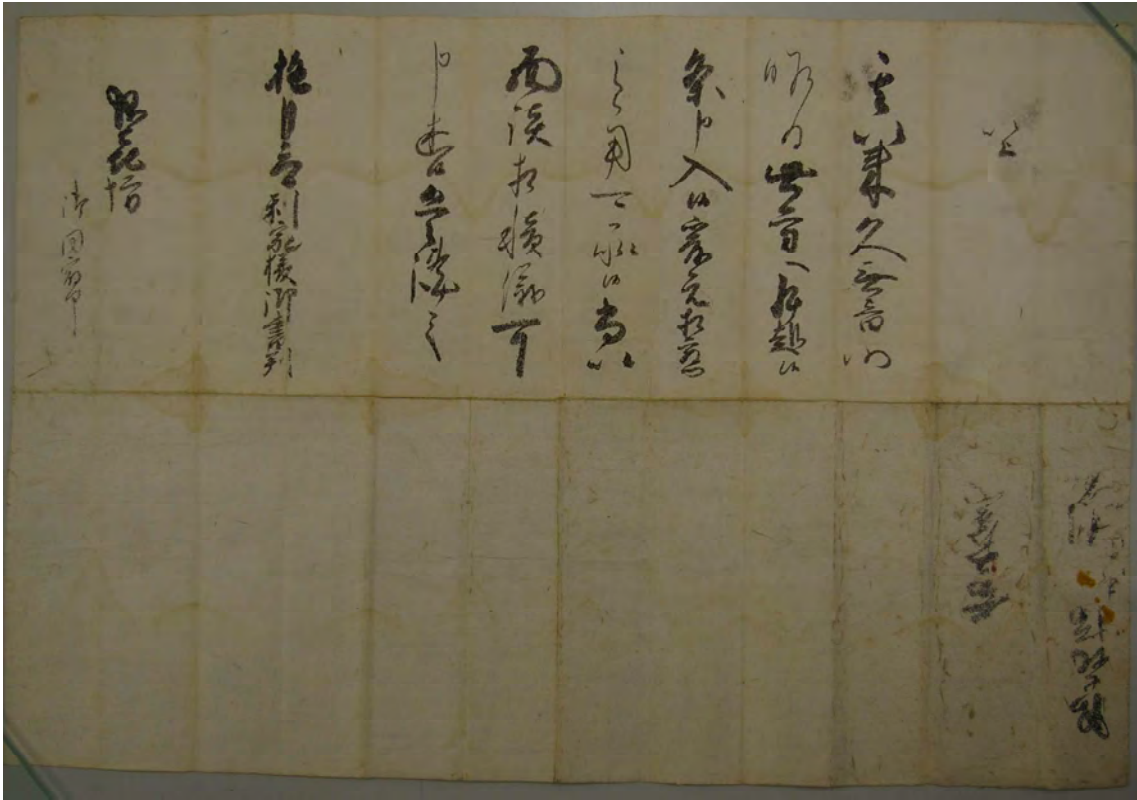
当所之蔵とうしょのくらに八木有之間やぎこれあるあいだ、寺家門前じけもんぜんより一人充出しひとりずつだ、蔵奉行の者くらぶぎようものに相渡あいわたし、夜番可申付者也やばんもうしつけべきものなり、

天正十一

十二月廿五日 (黒印)

管原

寺家中



⑤ 前田利家判物写

前田利家が、成喜坊に、久しぶりの再会・面談の喜ばしいことを告げた書状の写し。利家が署名に「又左衛門尉」と記すのは、天正13年(1585)を下限とする。

〔釈文〕

(ウツ書)

(前田)

「 前又左衛門尉

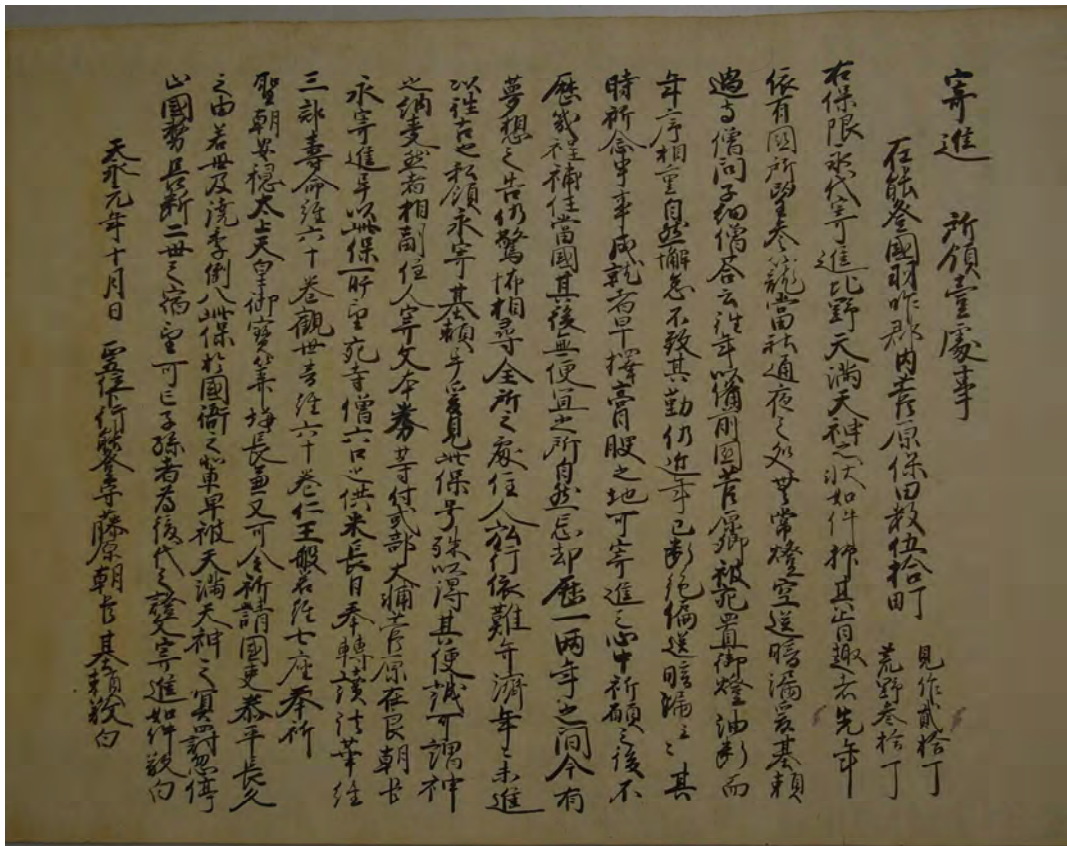
成喜坊御同宿中 利家」

其以来久無音、仍昨日此方へ取越候条、申入候、爰元相応之御用可承候、尚以面談相積儀可申述候、恐々謹言、

極月六日利家様御書判

成喜坊

御同宿中



⑥能登守藤原基頼寄進状写

『北野社家日記』によれば、永久二年(1114)、能登守藤原基頼が能登国菅原莊を、北野天満宮に寄進したとされる。この文書は、明治時代に前田家の歴史編纂を委嘱された森田柿園が、前田家伝蔵の古文書を書写し、菅原神社に奉納した古文書の写である。記された年号等、内容に検討の余地はあるが、菅原神社と菅原莊の関係を示す史料といえる。

〔釈文〕

(端裏書)

「元本無疑旧本 菅原保寄進状案」

寄進 所領壹處事

在能登国羽咋郡内菅原保田数伍拾町

右保、限永代寄進北野天満天神之状如件、抑其旨趣者、先年依有国所望、参籠当社通夜之处、  
 無常灯空送暗漏、爰基頼過寺僧問子細、僧答曰、往年以備前国菅原郷、被宛置御灯油  
 断(料)か、而年序相重自然懈怠、不致其勤、仍近年已断絶、偏送暗漏云々、其時祈念申、  
 事成就者、早挾膏腴之地、可寄進之、心中祈願之後、不歷幾程、補任当国、其後無便宜之处、  
 自然忘却、歷一兩年之間、今有夢想之告、仍驚怖相尋全所之处、住人弘行依難弃濟、



ねんねんみしん おうこのしりようをもつてもとよりによせおわんぬこにこのほごうをみる ことにもつてそのべんをえ まことにかみののうじゆというべし しかるに  
年々未進、以往古之私領永寄基頼畢、爰見此保号、殊以得其便、誠可謂神之納受、然者、  
じゆうにんきふんほんけんとうをあいそえ しきぶのだいふすがわらのありよしにふしながきしんしおわんぬこのほをもつてじそうろつくのくまいにすみ  
相副住人寄文本券等、付式部大輔菅原在良朝臣、永寄進畢、以此保所望(濟力)宛寺僧六口  
あてるところとすちようじつほけきようさんふじゆみようきようろくじつかんかんぜおんきようろくじつかんにんのうはんにやきようしちざをてんどくしたてまつりせい  
之供米、長日奉転読法華經三部・寿命經六十卷・觀世音經六十卷・仁王般若經七座、奉  
ちようあんのをいのりたてまつりたじようてんのうのごほうさんぞうちようかねてまたこくりのたいへいちようきゆうをいのりうかしむべきよしにやくせきようきにおよびこの  
祈聖朝安穩、太上天皇御宝算増長、兼又可令祈請国吏泰平長久之由、若世及澆季、倒  
ほこくがのともがらにとうにゆうすはやくてんまでんじんのめいぼつをこうむりたちまちこくむをちようじしながくにせいのしゆくぼうをたちしそんをほろぼすべし  
八(八カ)此保於国衛之輩、早被天満天神之冥罰、忽停止国務、長断二世之宿望、可亡子孫  
てえりこうだいのしようもんとしてきしんくだんのごとしけいびやく  
者、為後代之証文、寄進如件、敬白、  
(ママ、永久二年カ)

天永元年十月日 正五位下行能登守藤原朝臣基頼敬白

こがはんしゆごせいさんぎじゆさんみすがわらのつなのりきよう かつてんかのこしよをあがないもとめもしやとろうく しかるにれきせい  
(以下奥書)故加賀藩五世参議従三位菅原綱紀卿、嘗購求天下之古書、模写謄録、而歴世歳  
ぞうしよひふしおわんぬめいじはいほんちけんのさい じゆうしせいさきのちじじゆさんみよしやすきようよはいしてほんそいらいれきせいのじせきを  
諸秘府了、明治廢藩置県之際、十四世前知事従三位慶寧卿、使余輩編輯藩祖以来歴世之  
へんしゆうせいぞゆえをもつてひふのこしよをじゆうらんするをえき きによもとよりこうのへきあるをもつてすなそのどころこもんじよやつかんのまきをもしやしたまわるの  
事蹟、余以故得縦覧秘府之古書、于時以余固有好古之癖也、賜其所模写古文書若干卷、此  
すがわらのほきしんじようのあん すなわちそのひとつなりこのしよのどくにすがわらじんじやにかんけいするをもつていまこれをひようそうしつしんでこれをおさむほんしや  
菅原保寄進状之案、即其一也、此書以關係于能登国菅原神社、今襍装之、慎而納之、本社  
それをじゆんもつとしてながくえいせいにつたえんとするものなり  
其欲以為什物伝永世者也、

明治十三年五月 石川県金沢士族森田平次謹識(印)

[参考展示]

- ⑦ 『加能史料 戦国XVII』 天正七年(1579)五月二十七日条  
天正十年(1582)五月三日条  
天正十年(1582)八月二十日条
- ⑧ 『加能史料 平安III』 永久二年(1114)是歳条

石川県立図書館第251回企画展示

## 宝達志水町 菅原神社文書と『加能史料』

編集・発行 石川県立図書館 金沢市本多町3-2-1

発行日 令和元年11月1日